



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年11月28日金曜日 第2020号外2

◇ 目次 ◇
規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則..... 1

告 示

建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試

験の受験資格者の指定..... 4

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 5

規 則

○愛媛県規則第63号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年愛媛県規則第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（総則）</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則により、国土交通大臣又は知事に提出する申請書、届出書、受験申込書その他の書類（<u>法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下「県指定試験機関」という。）に係るものを除く。</u>）は、住所地を管轄する地方局長を経由しなければならない。</p> <p>（登録事項）</p> <p>第6条 名簿に登録する事項は、次の通りとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) _____ _____ 氏名、生年月日及び性別</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>法第10条第1項の規定による戒告、業務停止又は免許取消しの処分及びこれらの処分を受けた年月日</u></p> <p>(5) <u>法第22条の2第1号から第3号までに定める講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号</u></p> <p>(6) <u>法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号</u></p> <p>（免許の取消しの申請及び免許証の返納）</p> <p>第9条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除き、第3号にあつては法第8条の2第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。</u></p> <p>第12条 省略</p> <p>（名簿の閲覧）</p> <p>第12条の2 法第6条第2項の規定による二級建築士名簿及び木造</p>	<p>（総則）</p> <p>第2条 法、政令、省令及びこの規則により、国土交通大臣又は知事に提出する申請書、届出書、受験申込書その他の書類（<u>法第15条の17第1項の規定により知事が指定する者（以下「県指定試験機関」という。）に係るものを除く。</u>）は、住所地を管轄する地方局長を経由しなければならない。</p> <p>（登録事項）</p> <p>第6条 名簿に登録する事項は、次の通りとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>本籍地の都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名）、</u> 氏名、生年月日及び性別</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>法第10条第1項の規定による戒告又は業務停止</u> _____ _____ の処分及びこれらの処分を受けた年月日</p> <p>（免許の取消しの申請及び免許証の返納）</p> <p>第9条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>二級建築士又は木造建築士が法第9条第1項（第1号及び第2号を除く</u> _____ _____。）又は法第10条第1項の規定により免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に、免許証を知事に返納しなければならない。</p> <p>第12条 省略</p>

建築士名簿の閲覧は、土木部道路都市局建築住宅課において行う。

第12条の3 省略

第12条の4 省略

第12条の5 省略

第12条の6 省略

第13条 省略

(指定の申請)

第18条の2 法第15条の6第1項の規定による指定を受けようとする者(次項第11号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)~(4) 省略

(5) 役員の氏名 _____ 及び略歴を記載した書類

(6)~(9) 省略

(10) 法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 指定申請者が法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(12) 省略

(名称等の変更の届出)

第18条の3 県指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第18条の4 県指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の7第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の6第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又は口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出)

第18条の5 県指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第15条の3第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(試験事務規程の認可の申請)

第18条の6 県指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

第12条の2 省略

第12条の3 省略

第12条の4 省略

第12条の5 省略

第12条の6 省略

(実務経験の内容)

第13条 法第15条第1号第2号及び第4号にいう建築に関する実務の経験には、単なる写図工若しくは労務者としての経験、又は単なる庶務、会計その他これに類する事務に関する経験を含まないものとする。

(指定の申請)

第18条の2 法第15条の17第2項に規定する指定を受けようとする者 _____ は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)~(4) 省略

(5) 役員の氏名又は名称及び略歴を記載した書類

(6)~(9) 省略

(10) 法第15条の17第5項において準用する法第15条の6第1項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類

(11) 法第15条の17第5項において準用する法第15条の3第2項第4号イ又は口の規定に関する役員の誓約書

(12) 省略

(名称等の変更の届出)

第18条の3 県指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の4第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(役員の選任及び解任の認可の申請)

第18条の4 県指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の5第1項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第15条の17第5項において準用する法第15条の3第2項第4号イ又は口の規定に関する誓約書 _____ を添えなければならない。

(試験委員の選任及び解任の届出)

第18条の5 県指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の6第3項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 省略

(試験事務規程の認可の申請)

第18条の6 県指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 県指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(事業計画等の認可の申請)

第18条の7 県指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 県指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 県指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 受験申込者数

(4)～(6) 省略

2 省略

3 第1項の報告書及び前項の添付書類の提出については、これらの書類が電磁的記録で作成されている場合には、磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法をもつて行うことができる。

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第18条の9 県指定試験機関は、法第15条の6第3項において準用する法第10条の15第1項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(県指定試験機関の指定等の公示)

第18条の10 法第15条の6第3項において準用する法第10条の6第1項及び第3項、法第10条の15第3項、法第10条の16第3項並びに法第10条の17第3項の規定による公示は、愛媛県報で告示することによつて行う。

第2号様式(第5条関係) 二級建築士免許証

省略

省略

建築士法(昭和25年法律第202号)により二級建築士の免許を与えたことを証する。

省略

注 省略

第3号様式(第5条関係) 木造建築士免許証

省略

省略

2 県指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の8第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(事業計画等の認可の申請)

第18条の7 県指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 県指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の9第1項後段の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第18条の8 県指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を試験の区分ごとに記載した報告書を知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 省略

(3) 受験申請者数

(4)～(6) 省略

2 省略

(二級建築士等試験事務の休廃止の許可)

第18条の9 県指定試験機関は、法第15条の17第5項において準用する法第15条の13第1項の規定により許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(県指定試験機関の指定等の公示)

第18条の10 法第15条の17第5項において準用する法第15条の4第1項及び第3項、法第15条の13第2項、法第15条の14第4項並びに法第15条の15第2項の規定による公示は、愛媛県報で告示することによつて行う。

第2号様式(第5条関係) 二級建築士免許証

省略

本籍地

省略

昭和25年法律第202号建築士法により二級建築士の免許を与えたことを証する。

省略

注 省略

第3号様式(第5条関係) 木造建築士免許証

省略

本籍地

省略

建築士法（昭和25年法律第202号）により木造建築士の免許を与えたことを証する。
省略

昭和25年法律第202号建築士法により木造建築士の免許を与えたことを証する。
省略

注 省略

注 省略

第5号様式（第12条の3関係） 省略

第5号様式（第12条の2関係） 省略

第6号様式（第12条の5関係） 省略

第6号様式（第12条の4関係） 省略

第7号様式（第12条の6関係） 省略

第7号様式（第12条の5関係） 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に改正前の建築士法施行細則第2号様式及び第3号様式の規定により交付している書類は、改正後の建築士法施行細則第2号様式及び第3号様式の規定により交付した書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第1668号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、告示の日から施行し、建築士法第15条第3号に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格者の指定（昭和47年4月愛媛県告示第412号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加戸守行

- 次の表の左欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の右欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有する者

学 校	科 目	年 数
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第743号。以下「第1号告示」という。）の第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	第1号告示第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	第1号告示第1に規定する科目	0年
	第1号告示第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	第1号告示第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第744号。以下「第2号告示」という。）の第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年

注 科目の単位の計算方法は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあっては大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の、同法による短期大学にあっては短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の、同法による高等専門学校にあっては高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の、同法による職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

- 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	年 数
		第1号告示第1に規定する科目	0年

学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	第1号告示第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
		第1号告示第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	第2号告示第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	2年	第2号告示第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	第2号告示第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

注 科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあっては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、同法による各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

3 次の表の第1欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、修業年限が同表の第2欄に掲げる年数以上で、同表の第3欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の第4欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有する者

学 校	修業年限	科 目	年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	第1号告示第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	2年	第1号告示第1に規定する科目（第1号告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	第2号告示第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	3年	第2号告示第1に規定する科目	3年
	2年	第2号告示第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	第2号告示第1に規定する科目（第2号告示第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

注 科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
- この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧告示1から9までに規定する課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示1から9までに定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせてこれらの課程に応じてそれぞれ旧告示1から9までに定める年数以上有することとなるもの
- 施行日前から引き続き旧告示1から5まで及び7に規定する課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程の種類に応じてそれぞれ旧告示1から5まで及び7に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの
- 1から6までに掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

訓 令

○愛媛県訓令第22号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項	別表第8（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
建 築 住 宅 課	1～5 省略				
	6 建 築 士 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関する事 務。			
		(1)～(4) 省略			
		(5) 免許証の返納の受理(第5条第3項)			—
		(6) 省略			
		(7) 名簿の閲覧(第6条第2項)			—
		(8) 省略			
		2 二級建築士試験又は木造建築士試験に関する事 務。			
		(1) 試験の実施(第10条の17第2項、第3項、第13条、第15条の6第3項 ____、細則第17条)			
		(2) 省略			
		3 県指定試験機関に関する事 務。			
		(1) 指定(第10条の6第1項、第15条の6)			
		(2) 名称等の変更の届出の受理(第10条の6第2項、第15条の6第3項、細則第18条の3)			
(3) 名称等の変更に係る公示(第10条の6第3項、第15条の6第3項)					
(4) 役員の選任及び解任の認可(第10条の7第1項、第15条の6第3項)					
(5) 役員等の解任命令(第10条の7第2項、第15条の6第3項)					
(6) 試験委員の選任及び解任の届出の受理(第15条の3第3項、第15条の6第3項、細則					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
建 築 住 宅 課	1～5 省略				
	6 建 築 士 法 の 施 行 に 関 す る 事 務	1 二級建築士又は木造建築士の免許に関する事 務。			
		(1)～(4) 省略			
		(5) 省略			
		(6) 省略			
		2 二級建築士試験又は木造建築士試験に関する事 務。			
		(1) 試験の実施(____ ____第13条、第15条の15第1項、第2項、第15条の17第5項、細則第17条)			
		(2) 省略			
		3 県指定試験機関に関する事 務。			
		(1) 指定の申請の受理(第15条の17第2項、細則第18条の2)			—
		(2) 指定(第15条の4第1項、第15条の17)			
		(3) 名称等の変更の届出の受理(第15条の4第2項、第15条の17第5項、細則第18条の3)			
		(4) 名称等の変更に係る公示(第15条の4第3項、第15条の17第5項)			
(5) 役員の選任及び解任の認可の申請の受理(第15条の5第1項、第15条の17第5項、細則第18条の4)			—		
(6) 役員の選任及び解任の認可(第15条の5第1項、第15条の17第5項)					
(7) 役員____の解任命令(第15条の5第2項、第15条の17第5項)					
(8) 試験委員の選任及び解任の届出の受理(第15条の6第3項、第15条の17第5項、細則					

	第18条の5)				
	(7) 試験事務規程の認可及び変更認可(第10条の9第1項、第15条の2第3項、第15条の5第2項、第15条の6第3項)				
	(8) 試験事務規程の変更命令(第10条の9第3項、第15条の2第3項、第15条の5第2項、第15条の6第3項)				
	(9) 事業計画等の認可及び変更認可(第10条の10第1項、第15条の6第3項)				
	(10) 事業報告書及び収支決算書の受理(第10条の10第2項、第15条の6第3項)				
	(11) 監督命令(第10条の12、第15条の6第3項)				
	(12) 報告の徴収及び立入検査(第10条の13第1項、第15条の6第3項)				
	(13) 試験事務の休廃止の許可(第10条の15第1項、第3項、第15条の6第3項)				
	(14) 指定の取消し等(第10条の16、第15条の2第3項、第15条の5第2項、第15条の6第3項)				
	(15) 省略				
	(16) 省略				
	4・5 省略				
7～18	省略				

	第18条の5)				
	(9) 試験委員の解任命令(第15条の5第2項、第15条の6第4項、第15条の17第5項)	—			
	(10) 試験事務規程の認可及び変更認可の申請の受理(第15条の8第1項、第15条の17第5項、細則第18条の6)				—
	(11) 試験事務規程の認可及び変更認可(第15条の2第3項、第15条の8第1項、第3項、第15条の17第5項)				
	(12) 試験事務規程の変更命令(第15条の2第3項、第15条の8第2項、第3項、第15条の17第5項)				
	(13) 事業計画等の認可及び変更認可の申請の受理(第15条の9第1項、第15条の17第5項、細則第18条の7)				—
	(14) 事業計画等の認可及び変更認可(第15条の9第1項、第15条の17第5項)				
	(15) 事業報告書及び収支決算書の受理(第15条の9第2項、第15条の17第5項)				
	(16) 監督命令(第15条の11、第15条の17第5項)				
	(17) 報告の徴収及び立入検査(第15条の12第1項、第15条の17第5項)				
	(18) 試験事務の休廃止の許可申請書の受理(第15条の13第1項、第15条の17第5項、細則第18条の9)	—			
	(19) 試験事務の休廃止の許可(第15条の13、第15条の17第5項)				
	(20) 指定の取消し等(第15条の2第3項、第15条の14、第15条の17第5項)				
	(21) 省略				
	(22) 省略				
	4・5 省略				
7～18	省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。